

京都市教育委員会教育長告示第5号

京都市総合教育センター条例第4条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市総合教育センターの開所時間を臨時に変更し、並びに同センターの情報資料室及び教材開発室（カリキュラム開発支援センター）を臨時に休所します。

平成22年6月1日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

- 1 京都市総合教育センターの開所時間を変更する期間及び変更後の開所時間

開所時間を変更する期間	変更後の開所時間
平成22年8月9日（月）から 同月13日（金）まで	午前9時から午後5時30分まで

- 2 情報資料室及び教材開発室（カリキュラム開発支援センター）を臨時に休所する日

臨時に休所する日	平成22年8月7日（土）、同月14日（土）、同月21日（土）、平成23年2月12日（土）、同年3月31日（木）
----------	---

（総合教育センター指導室研修課）